

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成31年 1月11日
【会社名】	株式会社リテールパートナーズ
【英訳名】	RETAIL PARTNERS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 康男
【本店の所在の場所】	山口県防府市大字江泊1936番地
【電話番号】	0835(20)2477 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 清水 実
【最寄りの連絡場所】	山口県防府市大字江泊1936番地
【電話番号】	0835(20)2477 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 清水 実
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 6,435,892,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成31年1月11日に四半期報告書(事業年度 第66期第3四半期 自 平成30年9月1日 至 平成30年11月30日)を中国財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成30年12月25日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 第三部 参照情報
- 第1 参照書類
- 第2 参照書類の補完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第65期(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)平成30年5月25日中国財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第1四半期(自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)平成30年7月13日中国財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第2四半期(自 平成30年6月1日 至 平成30年8月31日)平成30年10月12日中国財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年12月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年5月25日に中国財務局長に提出

(訂正後)

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第65期(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)平成30年5月25日中国財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第1四半期(自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日)平成30年7月13日中国財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第2四半期(自 平成30年6月1日 至 平成30年8月31日)平成30年10月12日中国財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第3四半期(自 平成30年9月1日 至 平成30年11月30日)平成31年1月11日中国財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成31年1月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年5月25日に中国財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年12月25日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日(平成30年12月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成31年1月11日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成31年1月11日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。